

# 2023年度活動報告発表会

扶養認定基準研究会

# 基本情報

## 1、加入メンバー（3月1日現在）

参加人数 68名      参加健保 52健保

## 2、参加者属性

常務理事 1名

事務長 6名

担当者 61名（90%）

## 3、男女別

男性 12名（18%）      女性 56名（82%）

# 活動内容

- **5月24日 第1回研究会(丸井健康保険組合会議室)**  
今年度の活動計画(全国大会の発表、事例共有)  
基本情報アンケートの実施  
(健保規模、ベンダー名、検認実施方法、認定日、任継上限撤廃、外字)
- **6月23日 第2回研究会(TDK本社会議室)**  
2022年度活動報告の説明
- **7月21日 第3回研究会(TDK柳橋倶楽部)**  
全国大会発表班:2016年全国大会発表資料  
事例共有班:事例について班別にディスカッション
- **8月25日 第4回研究会(TDK柳橋倶楽部)**  
全国大会発表班:発表テーマの検討  
事例共有班:事例について班別にディスカッション

# 活動内容

- **9月12日 大和総研前捌き説明会(大和ユーザー限定)**  
前年度大和総研の前捌きシステム開発に扶養研大和ユーザーが協力  
大和総研にてシステム説明会を実施
- **9月21日 第5回研究会(TDK本社会議室)**  
全国大会発表班:発表テーマ決定とグループ活動  
事例共有班:事例について班別にディスカッション
- **10月16日 第6回研究会(TDK柳橋倶楽部)**  
全国大会発表班:グループ別発表スライド作成  
事例共有班:事例について班別にディスカッション  
年収の壁通知について意見交換

# 活動内容

- **11月10日 第7回研究会(TDK柳橋倶楽部)**  
前年度大和総研の前捌きシステム開発に扶養研大和ユーザーが協力  
大和総研にてシステム説明会を実施
- **11月22日 全国大会での発表**  
発表テーマ:マイナンバーカードと保険証一体化に向けた課題  
自営業者の扶養について  
法3条と昭和52年通知ダブルスタンダードによる現場の混乱
- **12月8日 第8回研究会(TDK柳橋倶楽部)**  
全国大会発表内容の共有  
事例共有

# 活動内容

- 1月22日 第9回研究会(TDK柳橋倶楽部)  
全体での共有(保険証廃止、中間サーバーからの重複者対応など)
- 2月19日 健保連講演会(TDK本社会議室)  
内容:年収の壁の考え方や対応方法  
教示文の記載について
- 2月22日 第10回研究会(TDK柳橋倶楽部)  
小集団での事例共有  
健保連講演会の内容共有
- 3月29日 第11回研究会(TKP秋葉原カンファレンスセンター)  
小集団での事例共有  
活動計画発表内容の共有

# 全国大会テーマ

- マイナンバーカードと保険証一体化に向けた課題
- 自営業者の扶養について
- 法3条と昭和52年通知ダブルスタンダードによる現場の混乱

# マイナンバーカードと保険証一体化に向けた課題

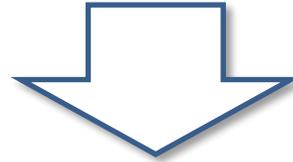
～ 被扶養者の認定が決定し、マイナンバー登録まで ～

よろしく申し上げます



事業主は当該事実があった日から**5日以内**に保険者等へ提出  
(取得時に被扶養者を有するときは被扶養者届を添付)

健康保険法第48条、健康保険法施行規則第24条1、3



### ★ 現行制度では

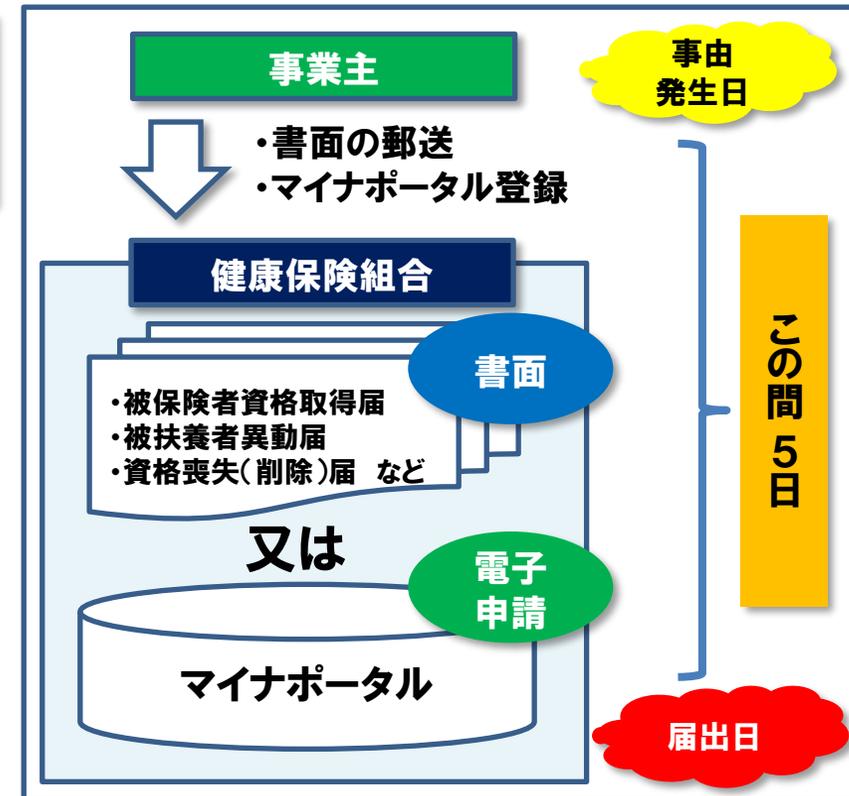
事業主に5日以内の提出を  
**義務付けています**

#### ■ 帳票名

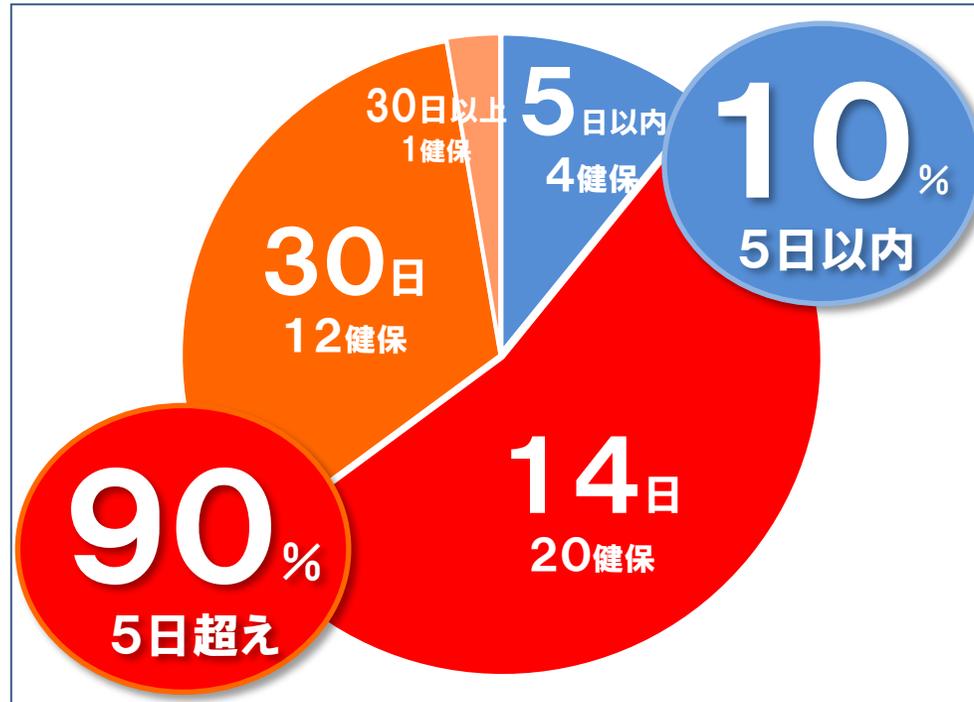
- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被扶養者異動届
- ・被扶養者削除届
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・賞与支払届 など



### ★ 手続きの流れ



■ 被扶養者届の平均的な届出日数は14日～30日



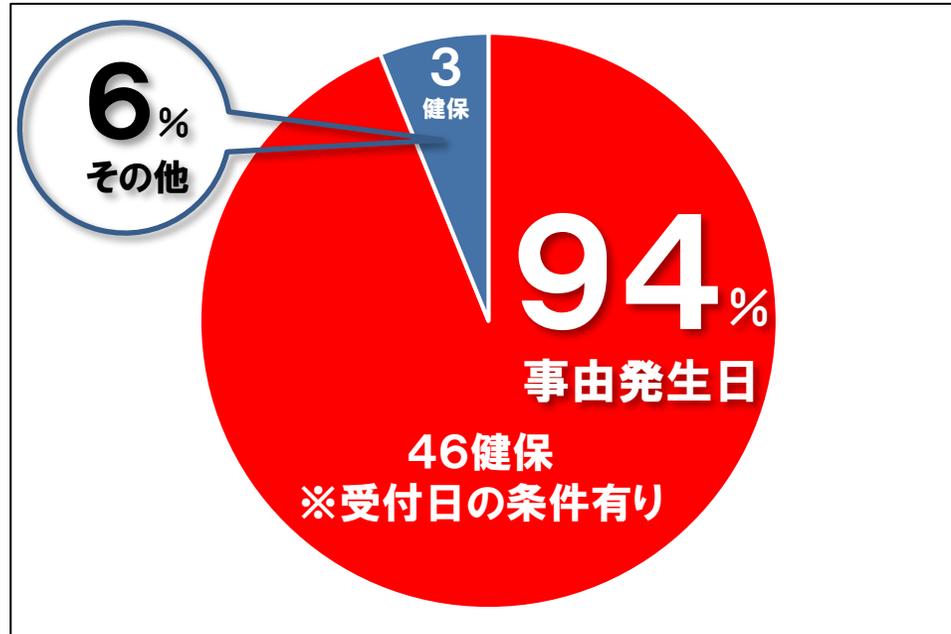
▼5日以内に届けられない事例

- ・ 事由発生日から5日以内に揃えることができない書類がある
- ・ 公的証明書等を取りに行く時間が限られている
- ・ 保険証が必要になったときに気づく
- ・ 本支店間のやり取りを含む書類の郵送で時間がかかる

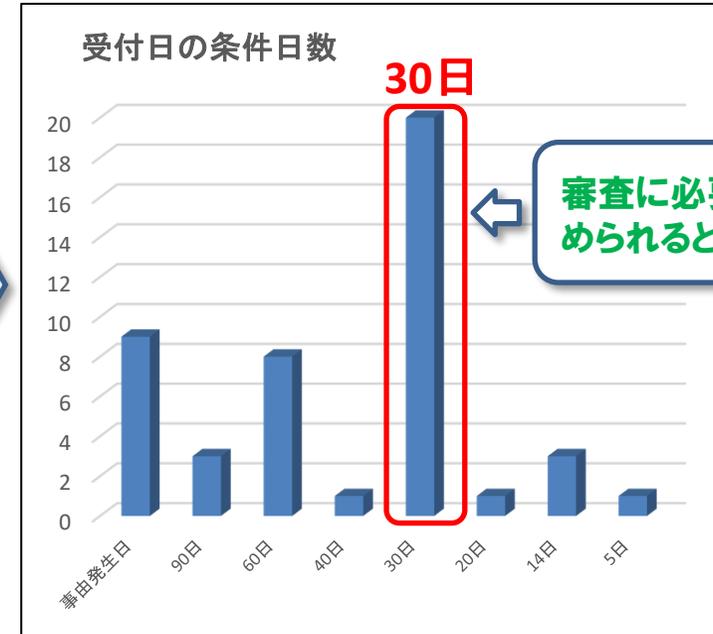
■健康保険組合は事由発生日に遡って認定しています



### <認定日>



条件



### 【課題】

- ・ 受付日によっては事由発生日に認定できない場合があります
- ・ 受付日が遅れることによりマイナンバーの連携も遅れます

# マイナンバーカードと保険証一体化に向け 迅速に対応するため

事業主に「5日以内の届出」を  
徹底して頂くよう国から指導をお願いしたい

「皆保険」を維持し  
加入者が安心して医療を受けられるため

移行手続き中の国民健康保険加入の義務化  
(扶養認定後は事由発生日に遡って脱退)

を是非、ご検討いただきたいと思います

ご清聴  
ありがとうございました



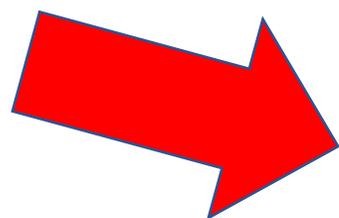
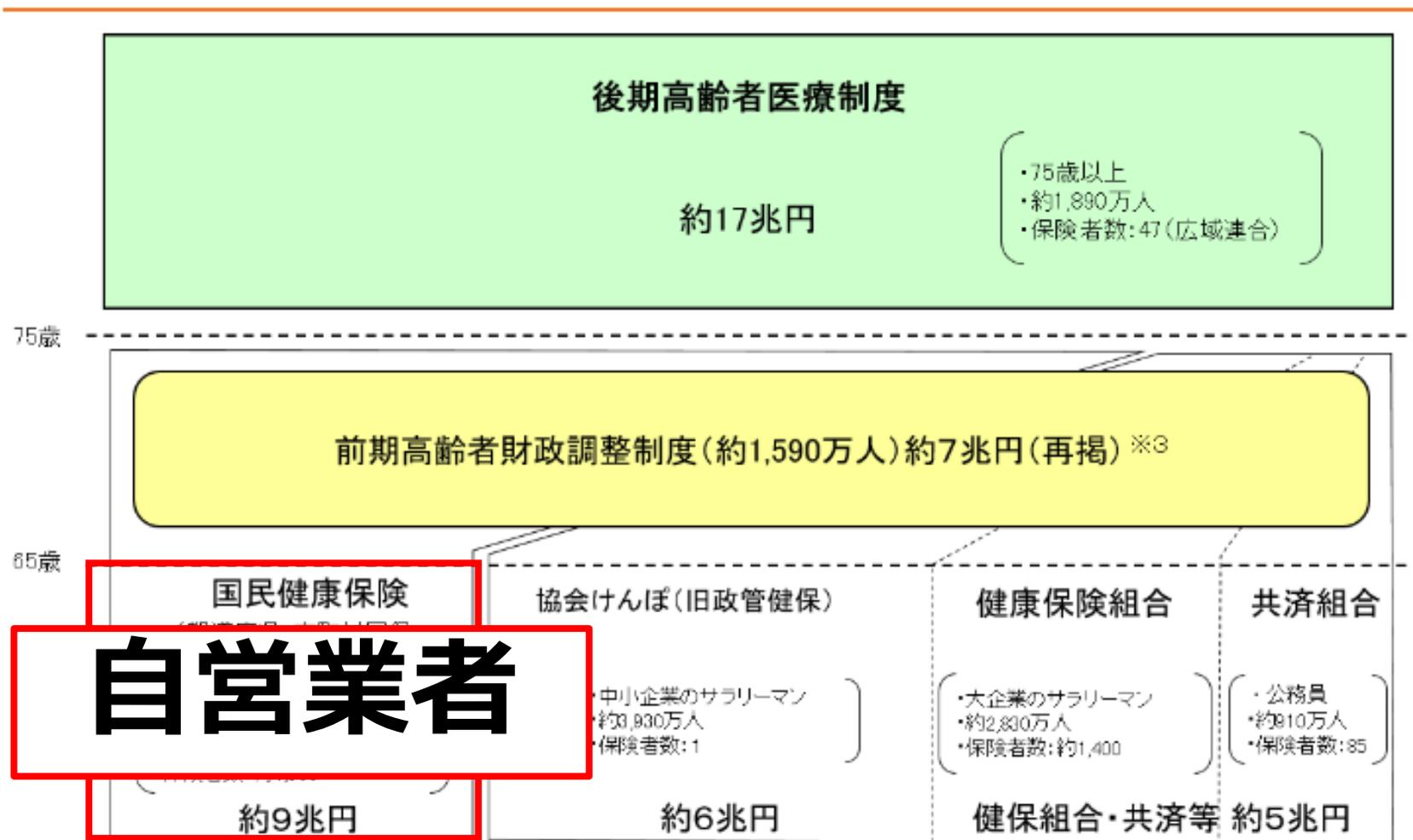


# 自営業者の扶養について

扶養認定基準研究会

# 厚労省HPより

## 医療保険制度の体系



**自営業者**

※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和4年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療がある。

※3 前期高齢者数(約1,590万人)の内訳は、国保約1,170万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約100万人、共済組合約20万人。

# 指針が明確に示されていないから！

Q12

被扶養者を認定するにあたり、給与所得者の場合は収入総額としていますが、自営業者の場合はどのように取扱えばよいのでしょうか。

収入認定の対象とする収入の範囲は、**生計を維持するために投入し得る収入額**としていることから、給与所得者は総収入、自営業者はその事業の**直接的必要経費**引いた残りの収入となります。

よって、**自営業者**の場合には、**原材料費等を差し引いた残りの額が生計を維持するために投入し得る収入額**となります。

ただし、税における必要経費と必ずしも一致するものではなく、**必要最小限のもの**であることに留意する必要があります。

例えば、減価償却費、租税公課、損害保険料、借入金利子、修繕費等については、原則として認められないものとされています。

■ 認める ■ 条件付きで認める ■ 認めない



水道光熱費  
地代家賃



「直ぐに」について！

時代の流れに合わせた自営業者のルール制定を！



お願い致します。

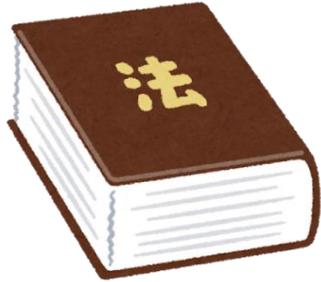
# 『法3条』と『昭和52年通知』 ダブルスタンダードによる現場の混乱

# 被扶養者の認定に関する2つの基準 …法3条と昭和52年通知

大正11年に健康保険法が成立  
(被扶養者については昭和14年に導入)

健康保険法 第3条

主としてその被保険者により  
生計を維持するもの  
など…



主として生計を維持するものって？

法3条を補完するため、昭和52年に「収入がある者についての被扶養者の認定について」が発出

昭和52年通知

130万円未満  
(180万円未満)  
など…



- ・ 法3条と昭和52年通知、2つの異なる解釈により判断に迷うこととなっている。
- ・ 本来、補完的な通達であったはずの昭和52年通知の方が、より具体的であるため、130万円という「数字が独り歩き」してしまっている。

# 具体的な事例①：父の退職に伴う申請

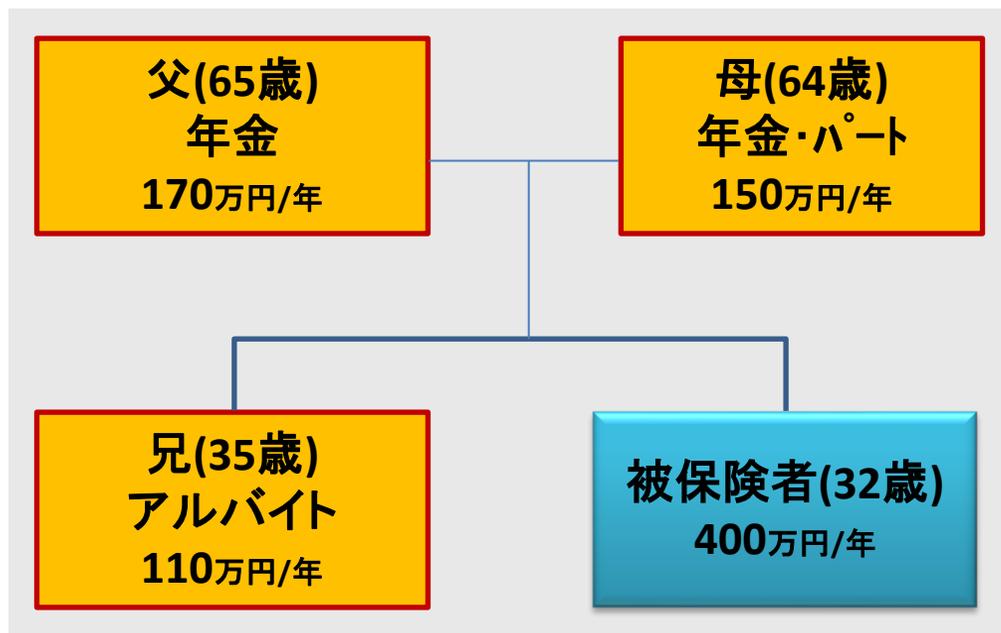
父が退職し、年金収入のみとなったため、父と（父の被扶養者であった）母と兄を扶養申請



健保法 3 条

**不認定**

- ・ 父母は父母の収入とこれまでの貯蓄で生計を維持している。
- ・ 兄は弟の収入で生計を立てているとは言えない。



昭和 52年通知

**認定**



OK!

- ・ 家族3人とも収入基準額未滿
- ・ 家族3人とも被保険者収入の2分の1未滿

## 2023年度扶養研 調査結果

45%

55%

# 具体的な事例②：別居している父母の申請

中途入社の子供が別居している父母を扶養申請  
…父の年金収入と母のパート収入以上の金額を被保険者が送金しており、以前加入していた健保では認定されていた。



健保法 3 条

**不認定**

- ・ 父母の生計費20万円のうち、16万円は自身の収入で賄われているため、被保険者が主たる生計維持者ではない。

## 2023年度扶養研 調査結果

63%

37%

健保によって認定/不認定と判断が分かれる事態が生じてしまっている。

生計費 20万円/月

父(65歳)  
月額10.8万円  
(130万円/年)

母(61歳)  
月額5万円  
(60万円/年)

16万円/月送金(192万円/年)

被保険者(35歳)  
360万円/年

昭和 52年通知

**認定**



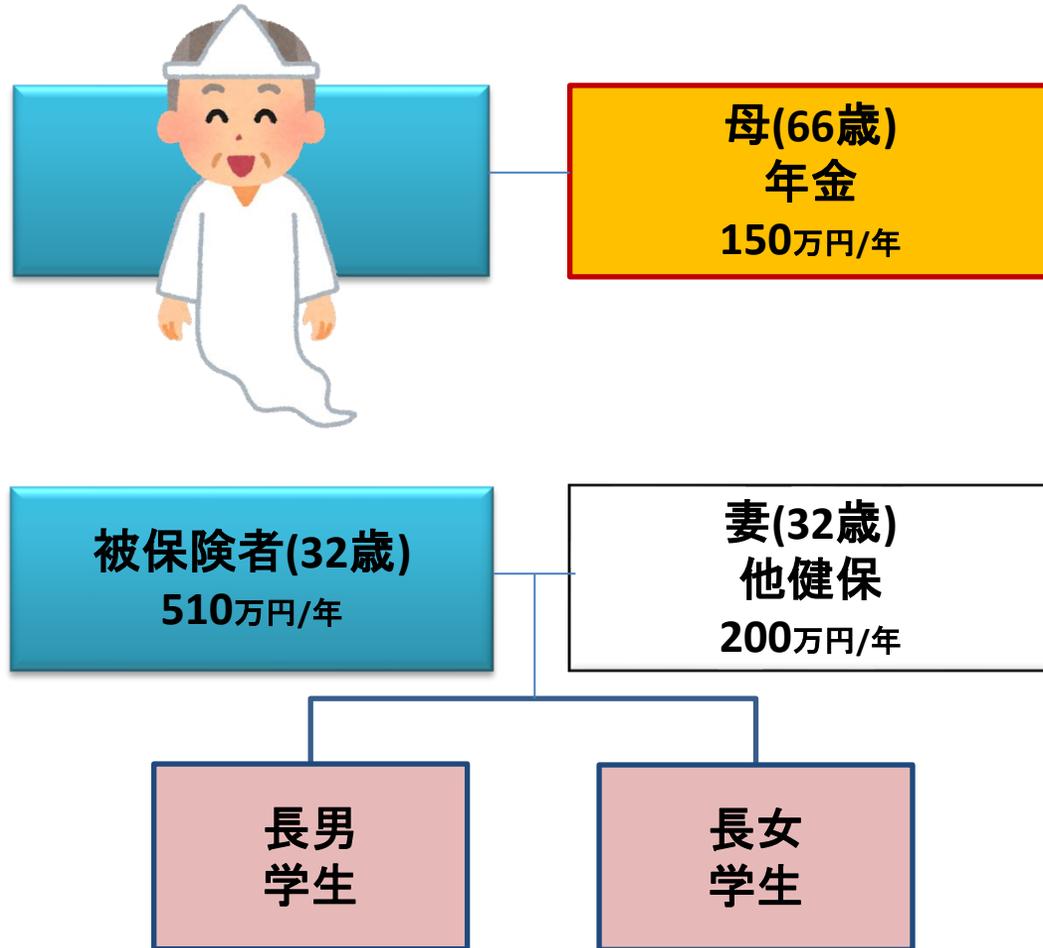
OK!

- ・ 父母ともに収入基準内
- ・ 父母とも被保険者収入の2分の1未満
- ・ 送金は父母の年収以上

# 具体的な事例③：市役所の斡旋による申請

両親は国民健康保険に加入していた。

数年前に父親が亡くなり母親だけが国民健康保険に継続加入していたが、突然市役所から通知が届いた。





**保険料を負担しなくていいのね。**  
いいこと聞いたわ！  
さっそく息子に伝えて、  
申請してみます！

お子さんが加入している  
健康保険の扶養家族になると、  
**保険料の負担がなくて済みますよ！**



そもそも  
市役所からの通知は、  
申請の事由にはならない  
のに…



健康保険組合 担当者

母親は、今まで自身で  
生計維持できていた  
のでは…

被保険者からは、なんで  
市役所から通知がきたのに  
認定されないのかと  
健保に苦情がくるし…

# 私たちからの問題提起

解釈が一つではないことが公平性に欠け、判断に迷う…

認定までの時間が  
長期化

健保によって異なる  
添付書類

市町村から  
の斡旋

加入者の  
保険者に対する  
不信感

生計維持関係をないがしろにした保険料節約目的の申請が存在…



そもそも被扶養者から保険料  
を徴収しないという構図が一つ  
の要因…



# お伝えしたい事

各種届出について実態にあった日数の設定

国民皆保険制度なので国民健康保険強制加入による無保険期間の解消

自営業者の被扶養者加入の是非および統一した経費の考え方

法が優先ではない通知優先のダブルスタンダードの解消

被扶養者保険料の創設

曖昧な通知発出の是正

# 小集団による事例共有

- 会議室参加者を4～5グループ・Web参加者を1グループ

参加健保で申請のあった判断に迷う事例または共有したい事例を提供して頂き3～4事例をグループ討議で扱う

グループ内で「リーダー」「タイムキーパー」「議事録」「発表」を毎回自主的に決めてグループ活動を行う

研究会で各グループの結果を発表形式で共有を行う

ご清聴ありがとうございました

